

平成26年(2月1日)分 定期報告書の届出をお願いします！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき家畜を飼養している方は毎年2月1日付の飼養状況について家畜保健衛生所に報告する必要があります。

定期報告の概要

☆届出の対象者・・・次の動物の所有者又は飼養管理者

①牛②豚③馬④めん羊⑤山羊

⑥家きん(鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥)

☆届出事項

①家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所

②農場(飼養場所)の名称および住所

③家畜の種類および頭羽数 など

届出期限 : 毎年4月15日

ただし、鶏等鳥類については、毎年6月15日

届出場所 : 中濃家畜保健衛生所

不明な点がございましたら、中濃家畜保健衛生所までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。